

令和5年1月23日

P T A 会員各位

川崎市立玉川小学校
校長 辰口 直美
P T A 会長 稲葉 和弘

令和4年度 P T A 臨時総会（書面決議）の結果について（報告）

日頃から本校のP T A活動にご理解とご協力いただきありがとうございます。

さて、本年度臨時総会は書面での決議とし、令和5年1月20日提出期限で「議決権行使書・委任状」をご提出いただきました。結果について下記の通りご報告いたします。

記

1 総会成立の資格について（会員の五分之一以上で成立）

会員数	提出済	未提出
465	327 (70%)	138 (30%)

※オンライン提出：282件、紙提出：45件

2 議案について（提出済の過半数をもって可決）

議案	内容	賛成 (委任含む)	反対 (無効含む)
第1号議案	P T A 規約第十六条改定案	327	0
第2号議案	P T A 規約第十七条改定案	327	0

3 ご意見

ご意見	回答
外部委託は考えていますか。	外部委託については、費用が発生することから現時点では導入していませんが、P T A 活動の効率化や保護者の負担軽減に資するものについては、委託可能性について、検討していきます。
P T A 活動の負担軽減となる案であり賛成です。子どもたちが楽しく過ごせることと、大人が仕事や家庭生活と両立しながらでもサポートできる体制が望ましいです。（同様の意見を複数いただきました）	ありがとうございます。引き続きP T A 会員の負担軽減と、子どもたちのためとなる活動のあり方を模索していきたいと思っております。ご協力をお願いいたします。

上記のとおり、P T A 規約第13条に基づき、総会の成立、及びすべての議案について可決されました。これにより令和5年度よりP T A 規約が改定されます。

引き続き、P T A 活動へのご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

♪ あいさつを すすんでする子 玉川の子